

令和9年度県立加茂高等学校第2学年修学旅行業務委託に関する
プロポーザル募集要領

1 目的

本要領は、令和9年度本校第2学年修学旅行を実施するにあたり、当該修学旅行の実施計画策定、準備、添乗及び必要な事務作業等の業務委託に係るプロポーザルを実施し本業務を委託する事業者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

令和9年度県立加茂高等学校第2学年修学旅行業務

(2) 業務の目的

ア 学年及びクラスでの集団行動を通して、集団に所属感や連帯感をもち、集団生活や社会生活の向上のために進んで力を尽くそうとする態度を養うとともに、自己の個性をよりよく理解し、これを一層伸長しようとする主体的な態度を育てる。

イ 実践的、体験的な活動を通して、主体的に物事を選択決定し、責任ある行動をすることができるよう、人間としての在り方生き方についての自覚を深めさせ、集団や社会の中で自己を生かす能力を養う。

ウ 旅行先の歴史・文化・自然・生活などに直接触れることを通して、平和を愛し平和社会の実現に貢献しようとする態度を育成するとともに、本県との地域性や自然環境の違いを認識し、郷土愛を育む。

(3) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(4) 委託期間

委託契約締結の日から令和10年3月31日まで

3 見積限度額

生徒一人あたり135,000円（消費税及び地方消費税を含む）を超えないものとする。

4 資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 新潟県内に本社又は支社（営業所又は事務所を含む）を置く者であること。
- (3) 旅行業法施行規則第1条の2第1項に規定する旅行業務の登録がされていること。
- (4) 過去5年以内に、高等学校及び中等教育学校に係る修学旅行の受託実績があること。
- (5) 経営状況が健全であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てをしている者でないこと。民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをしている者でないこと。会社法（平成17年法律第86号）破産手続き開始の申立てをしているものでないこと）。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

5 プロポーザル資格の確認及び事前説明会

- (1) 昨年度、本校の修学旅行プロポーザルに参加実績がある場合はその実績をもって資格の確認に替える(ただし4の資格要件は必ず満たしていること)。また、事前説明が必要な場合は下記「14 担当(問合せ先)」へ連絡するか、「7 質問」にて受け付ける。
- (2) 本校の修学旅行プロポーザルに参加実績がない場合は資格確認審査及び事前説明会を行うので令和8年2月10日(火)正午までに下記「14 担当(問合せ先)」へ連絡すること。
- (3) (2)により新規参加申込書兼資格確認書(別添用紙による)を提出した者に対し、資格の確認結果の通知を書面で行う。参加資格がないと判断された者については、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、書面によりその理由についての説明を求めることができる。

6 プロポーザル参加申込

本プロポーザル(プロポーザル)に参加を希望する場合は、参加申込書を提出すること。

提出様式：別紙様式1「令和9年度県立加茂高等学校第2学年修学旅行業務公募型プロポーザル参加申込書」

提出期限：令和8年2月12日(木)正午(必着)

提出方法：持参、郵送又はファックス

提出先：下記「14 担当(問合せ先)」

7 募集要領の内容についての質問の受付及び回答

- (1) 本要領の内容に関して質問がある場合は、「質問書」(様式任意)を提出すること。

提出期限：令和8年2月12日(木)正午(必着)

提出先：下記「14 担当(問合せ先)」

提出方法：持参、郵送又はファックス

(電話や口頭での質問は受け付けない)

- (2) 質問への回答について

回答日：令和8年2月12日(木)以降

回答先：上記6により申込みのあった全参加者

8 企画提案書の作成要領

- (1) 提出書類

ア 企画提案書6部

(ア) 「仕様書」を踏まえ記載すること。

(イ) 提案書はA4判とし、表紙に「令和9年度県立加茂高等学校第2学年修学旅行業務委託提案書」と表記し、余白に会社名を表示すること。なお、文字サイズは10.5ポイント以上とすること。

(ウ) 参加者は、1つの提案しか行うことができない。

(エ) 提出期限以降の企画提案書の差替え又は再提出は認めない。

イ 旅程表6部

ウ 見積書1部

見積の総額及び内訳について、作成し、代表者印を押印すること。(様式任意)

(2) 提出期限等

期 限：令和8年3月11日（水）正午（必着）

提出先：下記「14 担当（問合せ先）」

方 法：持参又は郵送

9 企画提案書の審査(ヒアリング)

プロポーザル参加者は、令和8年3月23日（月）10時から12時30分の間（予定）に開催する「令和9年度県立加茂高等学校第2学年修学旅行業務プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）に出席し、ヒアリング（プレゼンテーション）を行う。ヒアリング（プレゼンテーション）の順は参加申込書の到着順とする。またヒアリング（プレゼンテーション）の時間は20分程度とする。なお、詳細は別途通知する。

10 審査要領

(1) 審査方法

(2) に定める評価基準に基づき、審査委員会が、提出された提案書及びヒアリングの結果に基づき審査し、最も優れた提案を行った者と次点の者を決定する。

(2) 評価基準

審査項目	審査の視点	配点
企画内容	業務の目的を達成することが十分に期待される提案内容であるか。	20
業務遂行能力	委託業務を確実に遂行できる能力があるか。	10
	安全を確保するとともに、事件・事故・災害が発生した場合には適切に対応できる体制が整っているか。	10
事業実績	本業務に対する実績が十分であるか。	5
経費	企画内容に対して妥当な経費内訳となっているか。	5

11 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれに文書で通知する。

12 日程

募集要領のホームページ掲載 ··· 1月29日（木）

プロポーザル参加申込み期限 ··· 2月12日（木）正午（必着）

募集要領内容についての質問期限 ··· 2月12日（木）正午（必着）

質問に対する回答 ··· 2月12日（木）以降

企画提案書の提出期限 ··· 3月11日（水）正午（必着）

ヒアリング ··· 3月23日（月）

10時00分～12時30分の間の
1社あたり20分程度の予定

審査 ··· ヒアリング終了後速やかに行う

契約 ··· 3月25日（水）以降

13 契約の締結

県立加茂高等学校長は、審査委員会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と委託契約の締結交渉を行い、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。(契約書の作成要)ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあっては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

14 担当（問合せ先）

〒959-1313

新潟県加茂市幸町1丁目17番13号

県立加茂高等学校 担当：令和8年度1学年準備委員会 涌井 雅章

電話番号 0256-52-2114

F A X 0256-53-3713

15 その他の留意事項

- (1) 提案書の作成、ヒアリング等に要する経費及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しない。
- (3) 提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 提出された申込書、提案書等は返却しない。
- (5) 参加申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、別紙様式2「参加申込辞退書」を提出すること。
- (6) 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

ア 本募集要項に適合しない書類を作成し、提出した者

イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、又は書類に虚偽の記載をし、これを提出した者

ウ 期限後に提案書を提出した者